セキュリティ要求事項

(基本的事項)

第1 事業者は、この契約を遂行するにあたっては、「松山市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)」を遵守するとともに、以下の事項について適正に取り扱わなければならない。

(外部委託のアクセス)

第2 事業者は、本市の情報、情報システム及び情報処理施設に委託業者がアクセス等する場合は、事前に方法等を報告し、本市の承認を得なければならない。ただし、本市は、必要に応じて本市の情報、情報システム及び情報処理施設へのアクセス等の停止または方法等の変更を求めることができるものとする。

(必要事項)

- 第3 事業者は、この契約を遂行するにあたり、必要に応じて次の事項を考慮しなければならない。
 - ①業務の実施にあたっては、事業者の職員等が関連法令、規制に違反した場合は、当該従 事職員、責任者、データ保護管理責任者及び事業者が連帯して責任を負うものとする。
 - ②事業者は、本市の重要な情報資産へのアクセス及び使用を許可する情報資産等を許可された者のみに制限するための物理的、論理的な管理対策等を講じなければならない。
 - ③事業者は、事業者の所有するハードウェアまたはソフトウェアを本市の所有する装置及 び設備で使用する場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。
 - ④本市は、業務上必要な場合には、事業者及び事業者の再委託事業者に対して監査することができる。ただし、この場合において、本市は、監査の結果を事業者に通知するものとする。
 - ⑤事業者は、この業務の実施にあたり、コンピュータウィルス及び不正ソフトウェアから の保護を確実にするための安全管理対策等の措置を講じなければならない。
 - ⑥事業者は、この業務の実施にあたり、ハードウェアやソフトウェアの取り付け・導入・ 保守に際し、事前に本市の承諾を得るとともに、適正な管理対策及び安全性等の措置を 講じなければならない。
 - ⑦事業者は、業務上必要に応じて、知的財産権及び著作権の保護等に努めるとともに、適 正な管理対策等の措置を講じなければならない。

(事故等報告義務)

第4 事業者は、このセキュリティ要求事項に違反及び事故等に関する事態が生じ、 又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に通知するとともに原 因並びに被害を調査し、報告しなければならない。

(要求事項に定めのない事項)

第5 事業者は、このセキュリティ要求事項に定めのない事項において疑義が生じた 場合は、本市・事業者協議のうえ定めるものとする。